TwooCa サービス
資金決済法に基づく表示（前払式支払手段）

1. 前払式支払手段発行業者

株式会社 Kort Valuta（コートヴァリュタ）

2. 支払可能金額等

【TwooCa カフェテリアポイント】

■ TwooCa カフェテリアポイントの各上限額は、以下の通りとします。

- 残高上限額　　：10 万ポイント（1 ポイント＝1 円）
- 決済上限額　　：保有残高の範囲内でご利用可能。
- 送金・譲渡上限額：譲渡はできません。
- チャージ上限額　：1 日あたり 10 万ポイント

【TwooCa バリュー】

＜本人確認未了の場合＞

■ TwooCa バリューの各上限額は、以下の通りとします。

- 残高上限額　　：10 万円
- 決済上限額　　：1 回あたり 3 万円（但し、TwooCa Ring での決済の場合は、1 万 5 千円※）、1 日あたり 3 万円、1 か月あたり 12 万円
  ※ Visa 加盟店によっては、店舗独自に決済上限額を定めている場合がありますので、この場合には当該店舗の定めに従います。
- 送金・譲渡上限額：1 日あたり 3 万円、1 か月あたり 12 万円
- チャージ上限額　：1 日あたり 3 万円、1 か月あたり 12 万円、1 年あたり 20 万円

＜本人確認済みの場合＞

■ TwooCa バリューの残高上限額は、以下の通りとします。

- 残高上限額　　：200 万円

■ 決済上限額、送金・譲渡上限額、チャージ上限額は、「TwooCa バリュー」と資金移動業で利用される「TwooCa マネー」合算の上限額とし、以下の通りとします。ます。

- 決済上限額　　：1 回あたり 100 万円（但し、TwooCa Ring での決済の場合は、1 万 5 千円の※）、1 日あたり 100 万円
  ※ Visa 加盟店によっては、店舗独自に決済上限額を定めて

いる場合がありますので、この場合には当該店舗の定めに従います。

- 送金・譲渡上限額：１回あたり 100 万円
- チャージ上限額　：利用ランクに応じ、以下の通りとします。

利用ランク	1 日あたり	1 か月あたり	1 年あたり
Classic	10 万円	50 万円	200 万円
Gold	50 万円	100 万円	500 万円
Platinum	100 万円	200 万円	1,000 万円

3. 有効期限

- TwooCa カフェテリアポイントは、TwooCa カフェテリアポイント残高が最後に増減した日から 5 年です。
- TwooCa バリューは、TwooCa バリュー残高が最後に増減した日から 5 年です。

4. お問い合わせ先

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-11-2 渋谷パインビル 4 階
株式会社 Kort Valuta「お客様サポートセンター」
受付時間：9:30～17:00（土日・祝日・年末年始は休み）
電話【ナビダイヤル】： 0570-022-752
お問合わせフォーム　： https://support.twooca.com/contact/

5. 利用できる施設又は場所の範囲

- TwooCa カフェテリアポイントは、当社加盟店（以下、「TwooCa 加盟店」といいます。）で利用できます。
- TwooCa バリューは、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店で利用できます。

6. 利用上の注意

- TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa バリューは、法令等に定める例外に該当すると当社が認める場合又は法令等により払戻しが義務付けられている場合を除き、払戻しはできません。

7. 未使用残高の確認方法

- お客様が保有する TwooCa カフェテリアポイント残高、TwooCa バリュー残高は、TwooCa アプリで確認することができます。

8. 利用規約

・ 詳しくは「TwooCa サービス利用規約」をご参照ください。
https://kortvaluta.com/kortvaluta-terms.pdf

9. 利用者資金の保全方法

（資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨）

・ 前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられています。

（資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容）

・ 万が一の場合、資金決済に関する法律 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

（発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別）

・ 当社の発行保証金の保全方法は、金銭による供託となります。

10. 不正補償（権限を有しない者による不正取引により発生した利用者の損失の補償）

・ 当社は、お客様の TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa バリューが本人の意思に反して不正に利用された場合、その損失額を補償します。詳細は「不正利用に関する補償方針」をご覧ください。
https://kortvaluta.com/compensation-policy.pdf